

可児市監査委員告示第3号

平成25年9月5日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく可児市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査したので、同項の規定により監査結果を次のとおり公表します。

平成25年11月1日

可児市監査委員 松野 重厚

可児市監査委員 佐伯 哲也

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 (省略)

2 請求書の提出

請求書は平成 25 年 9 月 5 日付けで提出され、9 月 6 日に受け付けた。

3 請求書の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認め、平成 25 年 9 月 9 日に受理することを決定した。

4 請求人の陳述

請求人に対しては、法第 242 条第 6 項の規定により平成 25 年 10 月 9 日に陳述の機会を与えた。

なお、新証拠として、9 月 24 日及び 10 月 7 日に確認書及び資料説明書が提出された。

5 請求の要旨

請求人から提出された職員措置請求書及び請求人の陳述を整理した結果、請求の要旨は次のとおりである。

(1) 措置請求の対象

可児市長、建設部都市整備課長、市民部地域振興課〇〇連絡所長

(2) 違法若しくは不当な事実

春の花いっぱい運動における花壇コンクールへの参加チームには、1 チーム当たり 4 万円と花苗 480 株が支給されているが、〇〇自治連合会のコンクール用花壇 32 m²では植えきれず、余った苗はコンクール用花壇の両隣の花壇に植えられた。コンクール用花壇の花がコンテストの審査日前に枯れるものが続出したので、コンクール用花壇以外の花壇から植え替えられるものも見られた。

さらに、水やりの回数を減らしたため、コンクール用花壇の花の多くが枯れ、コンクール用花壇以外の花壇の花も 100% 近く枯れてしまった。

したがって、花いっぱい運動の一環の花壇コンクールの趣旨をおろそかにし、〇〇自治連合会に対する報償費 4 万円が有効に活用されていないことから、公金を無駄にした支出があった。

(3) 措置要求の要旨

ア 可児市長に対し、

- ① 長年実施している行事について効率的に行われているか見直しをすること。
- ② 連絡所長に対して適切な指導をすること。

イ 都市整備課長に対し、

- ③ 花壇コンクールの参加者には、コンクールの目的、趣旨を徹底し、審査終了後の適正な管理が継続できるかを確認すること。また、コンクール以外の花苗の支給についても同様な確認をすること。
- ④ 助成金、花苗を一律に支給するのではなく、花壇規模、能力を勘案して区分して支給すること。助成金の趣旨を明確にして伝えること。ボランティア活動であることを徹底すること。
- ⑤ 他に〇〇自治連合会の様な事例がないか調査し改善を指示すること。
- ⑥ 花壇コンクール参加チームに対し支出された4万円の内、未使用部分を返還させること。

ウ 〇〇連絡所長に対し、

- ⑦ 可児市から派遣されている市役所の地域責任者として、実態を把握して公金の使途に責任を果たさせること。(単なる受付の集計事務を行うのではなく、地域実態をよく知り施策の趣旨に合致した実務を行わせること。)
- ⑧ 花壇管理ができるか、維持するならどうするか関係部門との協議をさせ、方向を決めさせること。(花壇は市道にあり、市の所有である。)
- ⑨ 報償費は、自治連から花の会に全額支出済みであるが、現状から推察して僅か水道代、肥料程度しか費消されていないと考えられるので自治連に対して、公金の目的外使用を防止するために領収書等を確認して残金を返還させること。

第2 監査の実施

1 監査の対象

職員措置請求書、提出された確認書及び資料説明書並びに請求人の陳述を検討した結果、請求の要旨について、「花壇コンクールに参加した〇〇自治連合会に対し支出された報償費4万円の内、未使用部分は違法な支出に当たり、また、花々が枯れていることから花壇コンクールの趣旨をおろそかにし、報償費4万円が有効に活用されておらず、違法な支出に当たるため、返還させること。」と主張していると判断し、本件の監査対象事項とした。

なお、前記の「措置要求の要旨」の内、①～⑤及び⑦～⑨の各事項については以下の理由により住民監査請求の対象にならないと判断し、監査対象事項から除

外した。

①及び②については、行政上の要望であり、法第 242 条に規定する違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実とは言えないため、住民監査請求の対象にならない。

③及び④については、花いっぱい運動の一環として行う花壇コンクールの実施・運営に関することであり、財務会計上の行為又は怠る事実とは言えないため、住民監査請求の対象にならない。

⑤については、住民監査請求は特定性・具体性を有するものでなければならぬが、本事項に関して具体的に摘示されていないため、住民監査請求の対象から除外する。

⑦及び⑧については、〇〇連絡所長に対する行政上の要望であり、財務会計上の行為又は怠る事実とは言えないため、住民監査請求の対象にならない。

⑨については、〇〇連絡所長は本件報償費の支出に関し、何ら責務及び権限がなく、当事者でない。本件に関する当事者は都市整備課であり、措置請求の要旨の⑥で都市整備課を監査対象としたため、除外する。

2 監査対象機関

花壇コンクール参加団体に対する報償費の支出を行った都市整備課を対象としたが、〇〇連絡所の所管課である地域振興課も事実関係の把握のため、聞き取りを行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の対象である都市整備課及び〇〇連絡所の所管課である地域振興課に対して、資料を提出させ精査するとともに、平成 25 年 9 月 24 日に上記の 2 課に対し監査及び聞き取りを実施し、以下の事実を確認した。

都市整備課は、平成 25 年 6 月 21 日に平成 25 年度花いっぱい運動花壇コンクール参加団体に対し 1 団体 4 万円、総額で 28 団体、112 万円を報償費として支出した。また、参加団体に対し、ペチュニア、ブルーサルビア、百日草、マリーゴールドをそれぞれ 120 株、合計 480 株を配布した。

〇〇自治連合会は当花壇コンクールに参加し、報償費 4 万円及び花苗 480 株を受け取った。

地域振興課は、本件報償費の支出に関して一切関与していなかった。

本件報償費 1 団体あたり 4 万円の支出算定根拠は、花壇コンクールに参加する花壇の整備費用及び管理期間中の肥料代、灌水費、各種管理用道具等の購入費、お茶代、管理育成の費用等を考慮し、算出しているとのことであった。

なお、今年の夏は猛暑であったため、花壇コンクールに参加した他の団体でも枯れた事例が多くあったとのことであった。

また、9月13日には、〇〇自治連合会のコンクール用花壇に関し、監査委員2名による現地調査を実施した。当現地調査により、コンクール用花壇に花が植えられていたこと及び花の一部が枯れていることを確認した。

さらに、花いっぱい運動の花壇コンクールに関わる経費は、予算計上、支出負担行為及び支出命令に関し、法並びに可児市予算の編成及び執行に関する規則、可児市収入調定及び支出負担行為の整理区分に関する規則、可児市事務決裁規定及び可児市会計規則等関係法令等に従い、適正におこなわれており、本件報償費も関係法令等に基づき、平成25年5月1日に支出負担行為を行い、平成25年6月13日に支出命令書が起票され、平成25年6月21日付けで適正に支出されていることを確認した。

2 判断

監査請求人は、報償費を全額使用していないこと及び花々が枯れたことをもって本件報償費の支出が違法（陳述時に不法に言い換えたが違法と不法は、同意語であると解する。）又は不当な事実と主張しているが、本来、違法な公金の支出とは、関係法令等に違背した支出の意であり、一方、不当な公金の支出とは、支出そのものが不適當な場合、すなわち額のいかんにかかわらず、支出そのものが不適當な場合と、支出そのものは必ずしも不当ではないが、額が不適當な場合の両者を含むとされている。

最初に、報償費の性質及び額について検討する。

報償費とは、地方自治法施行規則第15条第2項に基づく別記「歳出予算に係る節の区分」において『報奨金 報酬に掲げるもの以外のもの（謝礼金を含む。）』とされているが、一般的に『役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償であり、謝礼又は報償的意味のものである。』と解されている。

本件報償費も花壇コンクールに参加し、花壇の整備及びその管理という役務の提供に対し支出したものであるが、その用途を実績報告書に基づいて確認することを要件として支出する補助金とは異なり精算を要する性質のものではない。

次に、花壇コンクールに参加した団体に支出した報償費4万円という額は、花壇整備や期間中の花の管理等に要する費用として合理性があると判断する。

花壇コンクールの参加団体においては、花壇や花の整備及び管理の形態や必要な諸経費はそれぞれ異なっている。実際に要した費用が多くとも少なくとも、個々の事情は考慮せず、あらかじめ一定額を報償費として支出することは、花壇コンクールの「花を学び、互いに助け合い育てることにより、市民間のコミュニケーションを深め、さらには花いっぱい運動をより一層推進していく。」という趣旨及び事業の理念からすれば、社会一般に容認されるものと考えられる。

近年の気候変動に伴う猛暑により〇〇自治連合会のコンクール用花壇は例年より早く花々が枯れてしまっていたものの、適切に整備管理されていたと認められる。

したがって、本件報償費に係る支出は、関係法令等に基づき適正に支出され、その金額も合理的な額であり、かつ、報償費は精算を要しない性質であるため、違法な支出又は不当な支出とは認められない。

3 結論

監査の結果、本件請求は理由がないものと判断し、棄却する。

第4 監査意見

特になし。

以上